

復興大臣

細野 豪志 様

福島県 富岡町の
復興・創生に向けた要望

令和8年10月1日

富 岡 町 長 山本 育男



富岡町議会議長 堀本 典明



要 望 書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から 15 年が経過いたしました。

当町は、令和 7 年 3 月に策定した令和 7 年度から令和 16 年度までを計画期間とする『富岡町災害復興計画（第三次）』に掲げた「未来志向の復興・創生」、「つながりの拡大」、「世界に誇れる幸せづくり」の 3 つの基本理念のもと、町民をはじめ当町に思いを寄せる全ての方が「いつまでも富岡で暮らしていきたい」、「ずっと関わりを持っていたい」と感じられる“魅力あふれる富岡”の実現に向け、日々、全力で復興・創生に取り組んでおります。

一方で、今もなお多くの町民がふるさとを離れた生活を続けざるを得ない状況にあり、町内においても、生活環境の更なる向上、風評・風化への対応、産業・生業の再生、医療、介護・福祉、教育・子育て環境の充実、地域コミュニティの再生など、多くの課題を抱えております。

加えて、当町は、平成 29 年 4 月の帰還困難区域を除く避難指示解除に伴う帰町開始までに 6 年以上、令和 5 年 4 月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除までに 12 年以上を要し、今もなお避難指示が継続されている区域もあります。避難の長期化が町民の帰還意欲を減衰させ、居住人口は発災前の 17%に留まっているなど、復興は未だ道半ばにあります。

このような中、令和 8 年度は、国における第 3 期復興・創生期間の初年度であるとともに、『富岡町災害復興計画（第三次）』の 2 年目として、復興に向け足元を固める極めて重要な一年であります。

当町の復興を着実に前進させていくためには、これまでの復興施策を継続して展開することはもとより、復興の進捗に伴って生じる新たなニーズに的確に対応し、中長期にわたり切れ目なく安心感を持って復興・創生に挑戦し続けることができるよう、十分な財源の確保、制度の柔軟な運用をはじめとする実態と課題を深く斟酌した、きめ細かな対応が必要不可欠であります。

これらは、福島復興再生特別措置法に明記されているとおり、原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえ、国があらゆる知恵と力を結集して行われるべきものであります。

平成 29 年 4 月 1 日の帰還困難区域を除く避難指示解除に先立ち、同年 3 月 6 日付けにて国・福島県・富岡町の三者が取り交わした「富岡町の復興・再生に向けての確認書」には、「国は、原子力政策を主体的に推進してきた責任の下、避難指示が解除された後においても、政府一丸となって、町民の様々な不安に真摯に向き合うとともに、中長期にわたって、町の復興・再生に責任を持って取り組んでいく」ことが明記されております。

国におかれましては、三者確認書に刻まれたこの誓約の重み、未だ復興の途上にある当町の厳しい実情、原子力政策を推進してきた国としての社会的責任を改めて深くご認識いただき、政府一丸となって総力を挙げ、当町の復興・創生に向けて誠実かつ着実にご対応いただきますよう、次のとおり強く要望いたします。

1. 復興・創生の完遂に向けた継続的かつ柔軟な施策の展開と
必要な財源や体制の担保
2. 帰還困難区域の早急な復興・再生
3. 復興・創生を支える特例措置等及び人的支援の継続的確保
4. 被災者の生活実態に応じたきめ細かな支援の継続・充実
5. 地域の主体性と民間の力を活かした復興まちづくりの推進と
基盤整備

1. 復興・創生の完遂に向けた継続的かつ柔軟な施策の展開と 必要な財源や体制の担保

- 複合災害の被災地においては、避難指示解除の時期や帰還困難区域の存否等により、各自治体の復興の進展状況や直面する課題が大きく異なっていることから、これらの地域を「被災 12 市町村」などと一律に捉えることなく、各自治体の実態及び復興の段階に応じた継続的かつ柔軟な復興施策を展開すること。また、避難指示解除の時期の違いにより支援内容に差が生じ、被災自治体間の分断を招くことのないよう必要な配慮を講じること。
- 復興の進展に伴い課題が多様化・複雑化する中、分野横断的な課題への一体的な対応が必要不可欠であることから、当町が安心して『富岡町災害復興計画（第三次）』に基づく各種施策を展開できるよう、第 3 期復興・創生期間及びその後を見据えた中長期的な方針を早期に明示するとともに、必要な財源を各年度において確実に確保すること。また、復興庁の継続が前提と考えているが、現在の組織体制に変更が生じる場合は省庁横断的な総合調整機能を維持すること。
- 当町においては、「平成 29 年 4 月避難指示解除区域」、「令和 5 年 4 月避難指示解除区域」、「避難指示継続区域」が混在しており、町内においても復興の段階が異なる地域が併存している。このため、生活環境の整備・充実、産業・生業の再生、避難指示解除から間もない地域の復興・再生、町外で生活を継続する町民への支援など、当町が抱える複合的かつ深刻な課題を十分に踏まえ、現場の実情に応じたきめ細かな施策を継続的に講じること。
- 各復興事業の成り立ちやこれまでの歩みを改めて深く認識し、これまで講じられてきた施策を確実に継続すること。その上で、復興の進捗に伴って生じる新たなニーズにも的確に対応できるよう、制度の柔軟な運用を図ること。

- 福島再生加速化交付金、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金、被災者支援総合交付金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を中心とする復興施策の根幹をなす各種交付金等について、長期的かつ十分な予算を確実に確保すること。
- とりわけ福島再生加速化交付金については、近年、「移住・定住」施策に重きが置かれているが、帰還・移住のいずれにおいても、その前提となるのは住民が安心して生活できる環境の整備にほかならない。複合被災地における真の復興・創生は、こうした生活基盤の上にこそ成り立つものであることから、国は被災地の本質的な課題を深く考慮し、地方公共団体が自らの判断と地域の実情に基づき、より柔軟かつ効果的に同交付金を活用できるよう、運用の見直しを図ること。
- 避難指示が解除された区域における医療、介護・福祉、買い物、教育・子育て及び公共交通等の生活関連サービスについて、住民の生活実態や町内の復興状況を考慮し、整備に留まらず、持続的な運営及び機能確保が図られるよう支援すること。

2. 帰還困難区域の早急な復興・再生

- 本年 2 月 13 日に内閣総理大臣により認定がなされた追加区域を含む特定帰還居住区域については、除染、家屋解体、生活インフラの復旧、生活関連サービスの再開に向けた取組を、2020 年代の一日でも早い避難指示解除に向けて、遅滞なく着実かつ計画的に進めること。その際、国が実施する除染については、帰還困難区域が町内で最も放射線量率の高い地域であることを改めて十分に認識し、これまで蓄積された知見や技術を最大限活用するとともに、フォローアップ除染ありきではなく、通常除染の段階において線量の確実な低減を実現することを基本として、生活圏全体を対象に迅速かつ丁寧に実施すること。
- 令和 3 年 8 月に特定復興再生拠点区域外に関する政府方針が示されて以降、当町が再三にわたり具体的方針の明示を求めてきた特定帰還居住区域制度の対象外となる「政府としての残された課題」について、当町においては町全体面積のわずか 2.7%にすぎないことを踏まえ、「これまで避難指示が解除された区域と同様の取扱いを求める」という地域住民の切実な思いに真に寄り添い、今後の検討工程や判断時期、実施の見通しを早急かつ明確に示すこと。
- 「区域から個人へ」の考え方については、先に避難指示が解除された区域との整合性・公平性の観点を十分に踏まえるとともに、当町の意向である「除染なき避難指示解除なし」及び「物理的防護措置の実施による無用な被ばくの防止」を十分に尊重した対応を行うこと。

- 特定帰還居住区域の避難指示解除後に、生産者が安全・安心に営農を再開できる環境が整っていることが何より重要である。営農再開に向けた事前の試験・実証栽培には複数年を要することから、その工程や見通しを営農者に対して分かりやすく示し、営農再開に向けた準備が円滑に進められるよう支援すること。また、避難指示解除の時期の見通しを見据えながら、出荷制限等の解除に向けた取組についても計画的かつ着実に進めること。加えて、インフラ復旧や生活関連サービスの再開等についてもきめ細かく対応し、帰還を希望する住民が一日も早く帰還できる環境整備を進めること。
- 既避難指示解除区域においても、住民が安心して生活できる環境を確保するため、放射線モニタリングを継続して実施するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じたフォローアップ除染を機動的に実施し、徹底した線量低減を図ること。
- 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉並びに除去土壌等の県外最終処分について、国が前面に立ち、安全かつ着実に進捗させること。特に、除去土壌の県外最終処分については、令和 27（2045）年 3 月の法定期限までに確実な履行を果たすこと。

3. 復興・創生を支える特例措置等及び人的支援の継続的確保

- 復興事業の実施にあたり、補助事業に係る町財政負担分や町税等の減収分に対する震災復興特別交付税による措置を継続すること。また、令和 7 年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定した場合の町財政運営への影響を考慮し、普通交付税算定の特例措置を継続すること。
- 令和 5 年 4 月に避難指示が解除された地域を含む帰還困難区域における医療費一部負担金、国民健康保険税及び介護保険料の免除措置等について、先に避難指示が解除された区域と同様の取扱いとするとともに、必要な財政支援を継続すること。また、現在も避難指示が継続されている帰還困難区域の固定資産税について、今後町条例による減免措置を行う減収分に対して、国からの確実な財政補填を行うこと。
- 福島特措法に基づくイノベーション・コースト構想推進に係る拡充部分の税制措置について、補填割合の更なる引き下げを行わず現行水準を堅持すること。また、同措置の適用期限について、令和 5 年 4 月に避難指示が解除された区域及び現在も避難指示が継続されている帰還困難区域においても、避難指示解除後 7 年間は確実に措置が受けられるよう、適用期間の見直しを行うこと。
- 令和 8 年度が終期となっている被災住宅用地特例について、段階的な避難指示解除の実態を考慮し、本特例の延長・段階的適用を行うとともに、減収分に対して国からの補填を行うこと。
- 慢性的な業務負担に加え、土木職や保健師等の専門職をはじめとする深刻な人材不足が続いていることから、国主導による職員派遣について一般行政業務も対象とした中長期的かつ包括的な人的支援として継続すること。また、派遣職員の受入れ経費に対する震災復興特別交付税等による措置も継続すること。

4. 被災者の生活実態に応じたきめ細かな支援の継続・充実

- 長期にわたる町外生活により町外に生活基盤が形成され、帰還を望みながらも実現が叶わない町民が多い現状を認識し、帰還の有無にかかわらず、被災者の生活実態に応じたきめ細かな支援を継続すること。
- 広域避難を余儀なくされている住民が避難先の自治体で引き続き適切な行政サービスを受けられるよう、原発避難者特例法に基づく避難先市区町村への支援を継続するとともに、制度の確実な周知を図ること。
- 一時帰宅や帰還準備等のためにふるさとを往来する町民の負担軽減に向けた支援を継続すること。特に、高速道路無料措置については、家族間のつながり維持や帰還促進を図るため、少なくとも町内全域の避難指示解除が実現するまで継続すること。
- 被災者生活再建支援金制度については、少なくとも町内全域の避難指示解除が実現するまで継続するとともに、被災者間の公平性に十分配慮し、避難指示解除時期による分断を生じさせることのないように運用すること。
- 被災者の孤立防止や健康維持に不可欠な取組である交流サロン、見守り活動、相談支援、交通支援等を実施するための財源措置を継続するとともに、地域の実情に応じて柔軟に実施できる運用とすること。
- 被災地域の医療提供体制の確保に向け、医療施設等の維持・運営に係る財政支援を継続すること。また、令和 11 年度以降の開院を目指す双葉地域の中核的病院の整備及び運営に向け、必要な予算措置と人材確保の支援を行うこと。

- 東日本大震災及び原子力災害に起因して教育環境が激変した中で、児童生徒に対する学習支援や心のケアに迅速かつ的確に対応するため、特例的に措置されている教職員の加配を継続すること。
- 国は、長期避難に伴い所有者自らによる土地の維持管理が著しく困難となっていることに加え、所有者の不在、所在不明、相続未了又は連絡困難等により、適切な管理が行われない土地が増加している現状を、単なる個人財産の管理上の問題としてではなく、原子力災害に起因する被災地域共通の構造的な課題として、改めて十分に認識すること。その上で、福島県及び関係市町村との協議の場を設けるなど、原発事故被災地域の実情に即した抜本的な対策を国が主導すること。
- 帰還等に向けた家屋のリフォーム等にあたり、原子力災害に由来する放射性物質が付着した廃棄物の処分先が十分に確保されていないことが、住民の生活再建及び住宅再生の大きな障壁となっている。現行制度においては、国による処分の対象となる廃棄物であっても、搬出・処分に至るまでの申請手続き、一時保管、飛散防止等に係る費用及び労力が住民や事業者の負担となっており、対象とならない廃棄物についても処分先が確保されず、敷地内等に残置せざるを得ない状況が生じている。このため、国は、放射能濃度の高低や現行制度上の対象の有無に関わらず、原子力災害に起因して発生した家屋のリフォーム等に伴う廃棄物について、住民及び事業者に負担を生じさせることなく、回収、保管、運搬及び処分を確実に実施すること。

5. 地域の主体性と民間の力を活かした復興まちづくりの推進と

基盤整備

- 当町においては、令和 11 年の完成を目指す「時の海 東北 美術館」が、芸術文化を通じた交流の拠点として、また被災地復興の新たな象徴として、民間主導により整備が進められている。さらに、町民の誇りである「夜の森の桜並木」、地域産業の復活を象徴する「とみおかワイナリー」、震災と原子力災害の記憶を未来へ伝える「とみおかアーカイブ・ミュージアム」をはじめとする、当町ならではの魅力ある地域資源を活かし、「住む人」・「働く人」・「町に関わる人」と「町」とが一体となって織りなす「富岡モデル」のもと、復興まちづくりに鋭意取り組んでいる。

国においても、複合災害からの復興は民間の力と地域の主体性なくして成し得ないとの認識のもと、被災地復興に資する民間事業への助成制度の創設、イベント・ツアー等を実施する民間事業者との連携強化、情報発信及び全国への魅力発信に係る支援等を通じて、当町における交流・関係人口の創出・拡大に向けた取組を、積極的かつ継続的に支援すること。

- 避難指示解除から年月を経た地域においては、町内居住者等のニーズが「生活に必要最低限な環境整備」から「生活の潤いと充実」へと移行している。地域固有の伝統文化の継承、文化・芸術の振興並びにホープツーリズムをはじめとした観光の活性化などの地域のにぎわいを創出する事業に対する支援を行うこと。また、福島県と連携して推進するサイクルツーリズムについて、ナショナルサイクルルートの指定を見据えた自転車走行空間の整備に係る財政支援等を講ずること。

- 福島イノベーション・コースト構想の推進及び廃炉関連事業については、部品・資材供給等の製造業にとどまらず、警備、輸送、食品・給食サービス、清掃等、廃炉事業の遂行に必要な多様な業種・分野の地元事業者が広く参画できるよう、必要な情報を分かりやすく確実に提供するとともに、地元企業の参入しやすい環境整備を積極的に推進すること。

- 再生可能エネルギー関連設備の導入にあたっては、「地域との共生」が絶対不可欠の大前提である。当地域においては、国のエネルギー政策の結果として生じた原子力発電所事故により住民が長期避難を強いられ、その不在に乗じて無秩序な設備導入が進行し、景観や生活環境の悪化を招き、帰還・移住促進の重大な妨げとなっている。これは、災害防止・景観・自然環境への配慮を主眼とする全国一般の議論とは性格を異にする、原発事故被災地固有の深刻な実態である。国はその重い社会的責任を踏まえ、原発事故被災地に特化した特別の配慮及び独自ルールの法整備を速やかに講ずること。
- 営農再開の加速化に向けて、長期避難により必要となる農業機械類の再導入や、著しく低下した地力の回復など、長期的な対策・補助事業を継続すること。また、ふくしま森林再生事業による森林整備について、帰還困難区域を含め継続的な支援を行うこと。さらに、山菜や鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、震災前と同様の生活ができないことにより町民が帰還をためらう要因となっていることから、山林の徹底した除染や鳥獣の放射性物質対策について具体的な方針を示すこと。
- 福島国際研究教育機構（F-REI）の本格稼働や福島イノベーション・コースト構想の進展に伴う交通需要の増加を見据え、（仮称）あぶくま横断道路構想（あぶくま高原道路の延伸等）の具体化及び実現に向けた財源確保を進めること。また、物流や広域避難を支える重要路線である常磐自動車道（広野 IC～山元 IC）の早期 4 車線化を推進すること。